

# 会議顛末書

						記録者	副主幹 鈴木滉平	
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	課 長	課長補佐	主 査	係 長	グループ員
	/							
件 名	令和4年9月副部長会議							
年 月 日	令和4年9月21日（水）							
時 間	午前9時～午前10時50分							
場 所	附属棟2階会議室							
欠 席 者	渡辺環境対策課長							
内 容	<p>1 「龍ヶ崎市第3次健康増進・食育計画（案）」について[健康増進課] 【審議事項】</p> <p style="padding-left: 20px;">資料に基づき、健康増進課より説明を行った。</p> <p>    &lt;&lt;主な意見・質疑&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口推移の資料について、次期最上位計画で示している図表との整合を確認していただきたい。また、図表の出典を記載したほうがいい。</li> <li>・ 目標指標の達成状況において「C評価」であった項目は、どのように目標値を設定しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 項目によって様々ではあるが、前回の目標値を改めて設定している項目もあれば、現状に合わせて再度設定しているものもある。</li> </ul> </li> <li>・ 聞きなれない言葉があるが、脚注は付けるのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 用語集を最後に付ける予定である。</li> </ul> </li> <li>・ 新保健福祉施設についての整備について触れなくてよいのか。追加するとすれば基本方針4になるかと思うが、例えば「市民の健康づくり拠点施設の整備」などという文言を入れ、健診環境の向上、相談しやすい環境の整備等に関する施策を追加した方がいいと思う。</li> </ul> <p>2 龍ヶ崎市個人情報保護条例の改正について[情報管理課] 【審議事項】</p> <p style="padding-left: 20px;">資料に基づき、情報管理課より説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の個人情報保護条例改正の一連の作業の中では、番号法に関する条例や情報セキュリティ規則等との整合の確認や、情報公開事務取扱をはじめ、事務決裁規程、文書取扱規程、電子文書取扱規程との整合をとれるように確認すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 様々なところに関係してくるものなので、今後確認していく。運用については、3月までには示したいと考えている。</li> </ul> </li> <li>・ 今回の法改正で、個人情報の管理が厳しくなるのか。個人情報ファイル簿の記載があるが、情報公開請求があった際に、公開しやすいつくりになるのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 管理については現行と変わらないと理解している。変更がある部分としては、個人情報ファイル簿が作成されることで、これまでは情報の取扱は各課で行っており、市民が必要とする情報は各課に行かなければわからなかったものが、一覧になっている形になるため、市民に分かりやすいようなものになる。情報の開示・不開示についても現行と変わらない。</li> </ul> </li> <li>・ 個人情報の取扱事務届出はできるだけ簡易にしたほうがいい。</li> <li>・ 不開示情報の範囲は現行と変わらないのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 改正法の範囲に沿った形となっており、内容は網羅されている。運用面でも現行と</li> </ul> </li> </ul>							

	<p>変わらず運用できる。今回の法改正に従って、情報公開条例を多少、改正する必要があると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>膨大な情報公開請求があった場合に、職員の事務作業も相当な時間を要するため、定めてもいいのではないかと。</li> <li>⇒ 国が定める行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約手数料では、国の職員の人件費等と作業時間を手数料としているため、そういったものを定めるのは一つの方法かと思う。ただ、現実的に考えると厳しいと感じている。</li> <li>開示請求から決定及び期限延長の期間は、国に合わせて30日間でいいのではないかと。</li> <li>⇒ 他自治体では10日間～15日間の間で定めているところが多く、今後の動向を注視していきたい。請求される量が多い場合には延長30日間や延長特例を活用しながらという形になっている。</li> </ul> <p><b>3 インターネット市政モニター制度の廃止及び（仮称）出前市長室について</b>  <b>【シティセールス課】【審議事項】</b></p> <p>資料に基づき、シティセールス課より説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LINE等の利用年齢層は把握しているのか。高齢者はLINEを使っている可能性は低いと感じる。LINE等での設問に年齢層を加えた方がいい。</li> <li>LINE等で実施する際には、情報に埋もれて回答数が少なくなることがないようにしなければならない。</li> <li>「LINE WORKS」というものがあるため、確認していただきたい。</li> <li>地域の市長室を実施するにあたり、基準はあるのか。 ⇒ 基準を設けて実施する予定である。</li> <li>地域の市長室は担当課が同席することもあるのか。 ⇒ 適宜判断することになると思う。</li> </ul> <p><b>4 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画課から次回副部長会議の開催日程について説明があった。</li> </ul>		
<p><b>要措置事項</b></p>			
<p>情報公開</p>	<p>公開</p>	<p>非公開（一部非公開を含む）とする理由</p> <p>公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）</p>	<p>（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）</p> <p>年 月 日</p>